

菰野町図書館電子図書館サービス要領

(趣旨)

第1条 この告示は、電子資料（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）を提供するサービス（以下「電子図書館」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 電子図書館の名称は、「こもの電子図書館」とする。

(電子資料の提供方法)

第3条 菰野町が契約する事業者が構築する電子資料配信サービスを通じ、利用者のスマートフォン、タブレット、パソコン等（以下「スマートフォン等」という。）を用いて電子資料の提供を行うものとする。

2 電子図書館の利用者にはID及びパスワード（以下「ID等」という。）を交付する。

(提供の区分)

第4条 電子資料の提供の区分は次のとおりとする。

- (1) 菰野町図書館が選定した電子資料を貸出のを行った者のみに提供する電子資料の貸出
- (2) 菰野町が著作権を有する資料、著作権者等の許諾を受けて資料をデジタル化した電子資料及び著作権保護期間が切れた地域資料の閲覧

(利用者)

第5条 電子図書館を利用できる者は、菰野町図書館管理運営規則（平成20年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第13条に規定する図書利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けた菰野町在住、在勤及び在学の個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、菰野町立の小学校又は中学校の児童、生徒及び教職員については、菰野町教育委員会から教育用に割当てられたID等が付与されたことをもって利用カードの交付を受けたものとみなす。

3 前2項に掲げる者のほか、菰野町図書館長が利用を認める者は、電子図書館を利用できるものとする。

(ID等の取扱い)

第6条 電子図書館利用のためのID等の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ID等は、利用カード1枚につき1つとする。
- (2) 利用者は、ID等を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 利用者の故意又は過失によりID等が利用者以外に使用され、損害が生じた場合は、当該利用者がその責めを負う。

(貸出数量及び貸出期間)

第7条 電子資料の貸出数量及び期間は、2点以内で2週間以内とする。

- 2 利用者は、貸出中の電子資料に他の利用者から予約がない場合に限り、前項の期間内に1回まで貸出期間の延長をすることができる。
- 3 電子資料は貸出期間が満了したときは、自動的に返却されるものとする。

(電子資料の貸出の予約等)

第8条 利用者は、第3条の電子資料の提供について、他の利用者が当該電子資料を利用中である場合には、2点に限り、貸出の予約を行うことができる。

- 2 予約を行った電子資料の提供については、利用者自身がスマートフォン等で確認するものとし、菰野町図書館からの連絡は行わない。
- 3 予約を行った電子資料が利用者のスマートフォン等に提供可能となった日の翌日から1週間を取置期間とし、取置期間を経過しても当該電子資料の利用がない場合は、当該予約は取り消されたものとみなす。
- 4 電子資料に係るリクエストは、受け付けない。

(通信料金の負担)

第9条 電子図書館へ接続する際に発生する通信料については、全て利用者の負担とする。

(著作権法に関する禁止行為等)

第10条 何人も電子図書館で提供される電子資料を複製してはならない。

(業務の停止)

第11条 電子図書館の利用に係る保守点検等、菰野町図書館が必要と認めた場合には、電子図書館業務の全部又は一部を休止することができる。

(利用の停止)

第12条 電子資料の利用に係る不正等により、菰野町図書館が利用することを不相当と認めた場合には、当該利用者の電子図書館の利用を停止することができる。

(賠償責任)

第13条 電子図書館に掲載された電子資料の貸出及び閲覧等の行為により生じた損害につ

いては、当該行為を行った者が賠償する責めを負うものとし、菰野町図書館は一切その責めを負わない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月10日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。